

# 第5次旭川市障がい者計画（素案）の全体像

資料No. 2-2

## 計画策定の趣旨

### 【策定の趣旨】

旭川市では、障がいのある方の施策に関する基本的な方向を示す中長期の計画として、「旭川市障がい者計画」を策定しています。

- ・旭川市障害者計画（平成9年度～平成18年度）
- ・第2次旭川市障害者計画（平成18年度～平成27年度）
- ・第3次旭川市障がい者計画（平成28年度～令和2年度）
- ・第4次旭川市障がい者計画（令和3年度～令和7年度）

前計画から5年が経過し、この間、国による第5次障害者基本計画（令和5年度から令和9年度まで）の策定や、「医ケア児支援法」「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」「手話施策推進法」などの新たな法整備のほか、障害者差別解消法の改正など、障害者施策の充実が進められています。

このような状況を踏まえた取組を継続するとともに、本市の障がい者施策の更なる充実を図るため、令和8年度を始期とする「第5次旭川市障がい者計画」を策定するものです。

### 【計画の期間】

計画の期間は、令和8年度から令和12年度までの5年とします。

### 【計画の位置づけ】

障害者基本法第11条第3項に定める市町村障害者計画

## 基本理念と施策の体系

### ～基本理念～

「障がいのある人も、その人らしく活躍し、互いに尊重し合いながら安全・安心に暮らすことのできるまちづくり」

基本理念の実現に向けた取組を推進するに当たり、4つの目標を定め、施策を展開していきます。

国が策定する障害者基本計画及び北海道が策定する北海道障がい福祉プランを基本とするとともに、これまでの本市における障がいのある人への支援の取組との継続性を保ち、同時に様々な分野の取組を総合的・一体的に進めるために、第8次旭川市総合計画や関連計画との整合性に配慮します。

## 重点施策の設定

本市における地域共生社会の実現とともに本市の障がい者施策の円滑な推進に向け、9つの施策を設定し、取り組みます。

このうち、4次計画の進捗やアンケート調査の結果等を踏まえ「理解」を重点施策とします。

## 基本理念

障がいのある人も、その人らしく活躍し、互いに尊重し合いながら安全・安心に暮らすことのできるまちづくり

### 目標

#### その人らしさを尊重し合う地域社会の推進

障がいを理由とする差別や偏見を解消するため、障がいへの幅広い理解を得られるための啓発・広報活動等を推進し、障がいのある人に対する理解を促進することで、障がいの有無に関わらず、互いがその人らしさを尊重し合いながら共に暮らす「共生社会」の実現に向けた活動に取り組みます。また、障がい者虐待の防止や成年後見制度の適切な活用など障がいのある人の権利擁護に取り組むとともに、地域住民との交流を促進し、地域福祉の充実を図ります。

### 施策の区分・方向

#### I 理解

#### 重点施策

- 1 障がいのある人への理解の促進

#### II 差別の解消・権利擁護

- 1 障がいを理由とする差別の解消の推進
- 2 権利擁護の推進
- 3 地域福祉活動の推進

### I 生活支援

- 1 相談支援体制の整備
- 2 サービスの質と量の充実
- 3 障がい特性に配慮した支援
- 4 安定した生活の支援

### II 保健・医療

- 1 障がいの原因となる疾病等の予防・治療
- 2 保健・医療の充実等
- 3 精神保健・医療の提供等

### I 教育・育成

- 1 障がい児支援の充実
- 2 学校教育の充実

### II 雇用・就労支援

- 1 障がい者雇用・就労の促進
- 2 福祉的就労の底上げ

### III 社会参加・活躍

- 1 障がい者スポーツの振興
- 2 文化・芸術活動の振興

### I 生活環境

- 1 住環境の整備
- 2 障がい者に配慮したまちづくりの推進
- 3 防災・防犯対策の推進

### II 情報・コミュニケーション

- 1 情報提供の充実
- 2 意思疎通支援の充実

#### 安全・安心な暮らしができるバリアフリー社会の実現

障がいの有無にかかわらず、誰もが安全に安心して生活することができるよう、住まいや移動など環境に関わる障壁、情報の収集に関わる障壁などの社会的障壁の解消を図るとともに、誰もがコミュニケーションを取りながら理解を深め、支え合う「心のバリアフリー」の普及・啓発を図ります。